

令和４年度の法改正等

１ 年金制度の改正について

厚生年金保険法等の一部を改正する法律、地方公務員等共済組合法、それらに伴う関係政令等が一部改正され、令和４年４月より以下のとおり年金制度が改正された。

内 容		改正前	改正後
在職定時改定の導入（※１）		70 歳に到達した時 又は 退職した時に改定	毎年１回 10 月分の年金から改定
在職老齢年金制度における 在職支給停止基準額の見直し （※２）		65 歳未満の基準額 28 万円	一律 47 万円
受給開始 時期の 選択肢の 拡大	繰下げ受給の 上限年齢	70 歳	75 歳 ※昭和 27 年 4 月 2 日以降 生まれの者が対象
	繰上げ受給の 減額率	1 か月あたり 0.5%	1 か月あたり 0.4% ※昭和 37 年 4 月 2 日以降 生まれの者が対象
加給年金の支給停止 ルールの改善（※３）		配偶者の年金が在職老齢年金制度により全額支給停止している 場合	
		加給年金額を支給	加給年金額を支給停止

（※１）在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を、退職前に年金額の増額を実感できるように、毎年定時に改定することとされた。

（※２）現行の支給停止の基準額は、65歳未満の方は28万円、65歳以上の方は47万円に分けられていたが、改正後は、65歳未満の方の基準額も65歳以上の方の基準額である47万円に引き上げられた。

（※３）厚生年金保険に20年以上加入し、65歳から受給できる老齢厚生年金の受給者に65歳未満の配偶者がいる場合に加給年金額が加算される。

現行では、在職老齢年金制度により配偶者の年金が一部でも支給されている場合、加給年金額は支給停止されていたが、在職老齢年金制度によりその全額が支給停止になっている場合には、加給年金額が支給されるといった不合理があったことから、これを是正するため、改正後は一律支給停止することとされた。

2 育児休業期間に係る掛金等の免除要件の改定について

令和4年10月から育児休業期間中の掛金等の免除の取扱いが下記のとおり変更となった。

	現行：令和4年9月まで	改正後：令和4年10月から
例月給与に係る掛金等	月末時点で育児休業を取得していること	次の <u>いずれかに</u> 該当する場合 ① 月末時点で育児休業を取得していること ② 同一月内に育児休業の開始日と終了日があり、その月内に14日以上 の育児休業を取得していること
期末勤勉手当に係る掛金等		次の <u>いずれにも</u> 該当する場合 ① 期末勤勉手当の支給月末日時点で育児休業を取得していること ② <u>1月を超える</u> 育児休業を取得していること

3 教育貸付けの対象となる教育機関の範囲の拡大

公立学校共済組合貸付規程等の一部改正により、令和4年7月1日から教育貸付けの対象となる教育機関に小学校、中学校、義務教育学校（学校教育法第1条）が追加された。

（公立学校共済組合貸付規程第5条第2号関係及び公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則第5条関係）

<教育貸付けの対象となる教育機関（規則第5条各号）の構成>

令和4年6月30日まで		令和4年7月1日から	
—	—	第1号	小学校 中学校 義務教育学校 （学校教育法第1条）
第1号	中等教育学校（後期課程） 特別支援学校（高等部） 高等学校 大学 高等専門学校 （学校教育法第1条）	第1号	中等教育学校（後期課程） 特別支援学校（幼稚部除く） 高等学校 大学 高等専門学校 （学校教育法第1条）
第2号	専修学校 （学校教育法第124条）	第2号	変更なし
第3号	各種学校 （学校教育法第134条）	第3号	変更なし
第4号	外国の教育機関 （学校教育法に準じる）	第4号	変更なし

4 令和4年10月地方公務員共済組合制度の非常勤職員等への適用拡大に伴う改正事項

(1) 地方公務員共済制度における非常勤職員等への適用拡大について

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、令和4年10月1日より、非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員等）が下記の適用要件を満たす場合に公立学校共済組合員となることとされた。短期給付事業（医療保険）及び福祉事業（健康診断等）のみ適用され、長期給付（厚生年金保険）については日本年金機構への加入となった。

また、現在、共済組合の全ての事業が適用されている臨時的任用職員についても、今回の改正により短期給付事業及び福祉事業のみの適用となり、長期給付（厚生年金保険）については日本年金機構への加入となった。

※ 長期給付が適用されない組合員は、退職等年金（年金払い退職給付）も非適用となる。

<非常勤職員の共済組合制度適用要件>

公立学校等の職員である非常勤職員（外国語指導講師（ALT）を含む。）が次のいずれかの要件を満たすときは、公立学校共済組合の短期組合員としての資格を取得する。

ア 常勤職員の所定勤務時間以上勤務しており、任用期間が2月を超える

イ 1週間の所定勤務時間及び1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上であり、任用期間が2月を超える

ウ ア、イ以外で、以下のすべての要件を満たす

- ・ 1週間の所定勤務時間が20時間以上であること
- ・ 2月を超えて使用されることが見込まれること
- ・ 報酬月額が8万8千円以上であること
- ・ 学生でないこと

(2) 年金関係事務の取り扱い

当改正により臨時的任用職員等が一般組合員から短期組合員となり長期給付事業が適用除外となったことにより、将来の年金受給に備え資格取得日から令和4年9月30日までの組合員期間を年金待機者として登録するため退職届書等の提出が必要であったが、地方公務員等共済組合法施行規程の改正により退職届書等の提出が不要となった。

なお、短期組合員としての資格喪失時（任用終了日）には退職届書等の提出は必要となる。

(3) 特別貸付けの対象者の変更

当改正に伴う公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則の一部改正により、令和4年10月1日から特別貸付けの対象者に非常勤職員等が追加された。（公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則第2条、第3条、第4条関係）

(4) 標準報酬の等級の追加（下限改定）について

当改正に伴い、標準報酬の等級及び月額について、厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額等級に準ずるものとされたことから、同月から適用される標準報酬の区分に以下のとおり等級が追加されることとなった。

<令和4年9月までの標準報酬の等級区分>

標準報酬の等級			標準報酬 の月額	報酬月額
短期給付	厚生年金保険	退職等年金給付		
—	第1級	—	88,000 円	93,000 円未満
第1級	第2級	第1級	98,000 円	93,000 円以上 101,000 円未満

<令和4年10月からの標準報酬の等級区分>

標準報酬の等級			標準報酬 の月額	報酬月額
短期給付	厚生年金保険	退職等年金給付		
第1級	—	—	58,000 円	63,000 円未満
第2級	—	—	68,000 円	63,000 円以上 73,000 円未満
第3級	—	—	78,000 円	73,000 円以上 83,000 円未満
第4級	第1級	第1級	88,000 円	83,000 円以上 93,000 円未満